

甲佐町における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年4月16日（令和2年6月1日変更）

政府は、令和2年4月16日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項に基づき全国を対象地域とした緊急事態宣言を発令し（緊急事態宣言期間：令和2年4月16日から5月6日まで）感染拡大の封じ込めを図ってきた。

その後、令和2年5月25日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないと判断し、同日緊急事態宣言を解除した。

熊本県は、5月14日に緊急事態宣言がされ熊本県新型コロナウイルス地域区分基準の「感染確認地域」とし対応してきた。5月25日に直近2週間の感染状況を踏まえその地域区分を「感染未確認地域」に引き下げ感染防止に取り組みながら今後の対応について示したところである。

町は、国及び県が新たに示した対応を推進し、再度感染が拡大することを視野に入れ、感染拡大防止の取り組みを継続し社会活動を再開していくため「甲佐町における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を行う。

なお、この対処方針については、国、県及び他自治体の動向や今後の感染の状況などを勘案し適宜見直すこととする。

1 まん延防止対策の徹底

- ① 密閉空間・密集場所・密接場面の「3つの密」を避ける取り組みを呼びかける。
- ② 身体的距離の確保、手洗いなどの手指衛生、マスクの着用、咳エチケット等の「新しい生活様式」の実践を呼びかける。

- ③ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等
を呼びかける。
- ④ 相談窓口を周知し、適切に医療機関を受診するよう呼びかける。
- ⑤ 屋外でも、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることを避ける
ことを呼びかける。
- ⑥ 不要不急の外出や都道府県をまたいだ移動については、県や国が示す段階を
遵守し、段階的に緩和するよう呼びかける。(※国・県が示している外出自粛に
ついては、別紙に示す。)

2 町主催行事等の対応

- ① 不特定多数の人が参加する町主催（共催含む）の行事や集会等は、当面の間中
止又は延期する。
- ② 参加者が特定される場合であっても、人と人との距離は2メートルを目安に
十分とった上で開催する。
- ③ 行事（会議含む）の招集に代えて、参加予定者への資料の配布により（意見等
を求める場合は電話で聴取など）招集によらない方法なども活用する。また、
招集による場合は、招集範囲を最小限に抑制する。
- ④ 民間団体における行事等についても、上記①から③の方針によることを要請
する。
- ⑤ 地域における行事（会議・老人会・集いの場を含む）等についても、上記①か
ら③の方針によることを要請する。会食などを伴う行事については、「新しい
生活様式の実践例」や「熊本県作成の感染防止対策チェックリスト（令和2年
6月1日変更）」を活用し、感染対策を行いながら開催いただくようお願いす
る。

- ⑥ 行事（会議含む）や集会等については、適切な感染予防策をとるとともに、次の留意事項に注意し開催することとする。

【留意事項】

- ア 会場入り口にアルコール消毒液を設置し、入室前に手指を消毒しマスク着用を義務付ける。
- イ 参加者に咳エチケット、こまめな手洗いなどの実施を要請する。
- ウ 感染予防に関する事前告知をするとともに、会場には参加者に見えるよう張り紙をするなど周知に努める。
- エ 可能な限り参加者が向い合せで2メートル以内の距離にならないよう配席する。
- オ 定期的に窓を開けるなどこまめな換気を行う。
- カ 行事（会議含む）や地域における行事（会議・老人会・集いの場を含む）を開催する場合は、万が一に備え参加者が特定できるよう参加者名簿等の作成に努める。
- キ 握手や対面でのグループワーク等は避ける。

3 公共施設利用（使用・利用許可等）にあたっての感染対策

- ① 感染者が発生した場合の参加者への連絡体制が確保できるよう名簿等の管理を行う。団体の場合は、代表者が参加者名をあらかじめ把握されるよう、受付時に周知する。
- ② 「3つの密」を避けて利用をするよう周知する。
- ③ 適切な感染予防対策の実施を周知する。
- ④ その他、感染対策のための管理上又は使用上必要な事項は、各施設の所管課

において定める。

【公共施設利用の共通事項】

- ア. 施設利用時参加者は、町が指定する参加者名簿に必要事項を記入する。
団体の場合には、団体の代表者が施設利用時の参加者がわかる書類の提出をする。
- イ. 使用前に、体調不良等が認められる参加者については、入場を制限する。
- ウ. 屋内施設については、こまめな換気を行うよう周知する。
- エ. 対面での着座を避け2メートルを目安に人と人の間隔を十分に確保する。各施設の広さに応じた収容人数の制限を行う。
- オ. 入退出時等人の密接場面において、十分な間隔を確保する。
- カ. 各施設ではアルコール消毒を設置し、使用前後に手指を消毒するとともにマスクの着用を義務づける。
- キ. 参加者に咳エチケット、こまめな手洗いなどの実施を要請する。
- ク. 各施設の利用前後は、使用者がドアノブや机、椅子等の複数人が触る場所の消毒を行う。
- ケ. 大声での会話はさける。

【その他】

各施設については、感染リスクの低い活動から再開していくこととするが、一部見合わせとする活動もあるため、施設利用ができない場合がある。

感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動については、借主にも同様の感染症対策を求めることとする。

なお、今後の感染症状況に応じ、休館等の対応が必要となった場合には、許可が取り消される可能性があることを条件として付すなど、慎重に対応する。